

# 岐阜競輪広告掲載要綱

平成19年9月13日決裁

平成21年7月17日改正

平成23年9月29日改正

平成26年3月11日改正

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜競輪の資産を広告及び宣伝媒体として有効活用を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の申請手続)

第2条 広告、宣伝等(以下「広告」という。)を掲出しようとする者は、広告の意匠、掲出方法等について、あらかじめ市長と協議したうえで、岐阜競輪広告掲出申請書(様式第1号)に掲出する広告の原稿を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、広告の内容を審査し、掲出の可否を決定するものとする。この場合において、掲出を認めないと決定したときは、その旨を通知するものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、1年以内とする。ただし、岐阜競輪広告掲出更新申請書(様式第2号)の提出により、1年を超えない範囲でその期間を更新することができる。

(広告掲出の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲出を認めない。

- (1) 申請書の記載に虚偽があると認められるもの
- (2) 法令又は条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの

(広告物の検査)

第5条 第2条の規定による広告掲出の申請をした者（以下「申請者」という。）は、当該申請にかかる広告物について、広告掲出をしようとする日の1週間前までに市長が指定する場所において、市長の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、当該広告物について市長が不相当と認めた場合は、当該申請者は市長の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(広告掲出料)

第6条 広告を掲出する者（以下「広告主」という。）は、別表に定める掲出料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲出料を減免することができる。

(1) 市の主催又は市と共同主催に係る広告を掲出する場合

(2) 国又は他の地方公共団体の主催に係る広告を掲出する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

2 前項ただし書の規定による掲出料の減免を受けようとする者は、あらかじめ岐阜競輪広告掲出料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

3 契約期間が1年に満たない場合は、前項に定める掲出料を日割り計算した額で納付しなければならない。

(原状回復)

第7条 広告主は、広告掲出を終わったとき及び第9条の規定により契約解除になったときは、市長の指定する期日までに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第8条 広告主は、競輪場の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(契約解除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲出期間中であっても広告掲出に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する日までに掲出料の納付がないとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が書面により、掲載の取下げを申し出たとき。
- (4) 広告主の倒産、解散等により広告を掲載する事由がなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告物の撤去等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告物の撤去を行うことができる。

- (1) 広告主が、広告掲出の期間満了後においても広告物を撤去しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲出に係る契約を解除された広告主が、広告物を撤去しないとき。

2 前項の広告物の撤去に要する費用は、前条第5号に規定する場合を除き、広告主の負担とする。

(審査機関)

第11条 掲出する広告について疑義が生じた場合にその可否を審査するため、岐阜競輪広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 行政部長
- (2) 行政部行政課長
- (3) 行政部競輪事業課長
- (4) 行政部競輪事業課各係長

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、当該審査をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。